福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)検討 有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県 提言)検討有識者会議(以下「会議」という。)の設置について、必要な 事項を定めるものである。

(目的)

- 第2条 会議は次の事項について検討を行う。
 - (1)福島県双葉郡双葉町・浪江町にまたがるエリアにおける「復興祈念公園 のあり方(基本構想への県提言)」に関すること
 - (2) その他必要な事項

(会議の構成)

- 第3条 会議は別表に掲げる委員、行政委員で構成する。
- 2 委員は福島県知事が委嘱する。

(会長)

- 第4条 会議に会長を置く。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名 する委員がその職務を代理する。

(運営及び会議)

- 第5条 会議は、会長の指示により事務局が招集する。
- 2 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(設置期間)

第6条 会議は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

- 第7条 会議の事務局は、福島県土木部まちづくり推進課に置く。
- 2 事務局は、会議の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は平成27年10月9日から施行する。

福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)検討有識者会議 委員名簿

	氏 名	役職
会 長	山川 充夫	帝京大学経済学部教授
委員	市岡 綾子	日本大学工学部専任講師
JJ	鎌田 真理子	いわき明星大学人文学部教授
JJ.	櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部教授
JJ.	長林 久夫	日本大学工学部上席研究員
II.	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
II.	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
		(敬称略•五十音順)
行政委員	伊澤 史朗	双葉町長
II.	馬場有	浪江町長
IJ	大河原 聡	福島県土木部長